

# [資料1]

## 令和7年度 使用料・手数料等の見直し方針と概要

### 1. 見直しの目的

使用料および手数料等（以下「使用料等」という。）の料金設定にあたっては、提供する行政サービスは、「利用する特定の者が利益を受けるもの」であることから、利用する者と利用しない者の立場を考慮した負担の公平性を図ることが必要です。

この場合、その料金が受益の程度に応じた額であることが基本であり、それを下回った額であれば、その差額は市税等の一般財源で補填されることとなり、結果として負担の公平性が損なわれることとなります。

したがって、受益と負担の適正化を図るため、「第2期草津市行政経営改革プラン」に基づき、令和8年4月からの施行に向け、使用料等の見直しを行います。

### 2. 見直しの状況

本市における使用料等については、物価や所要経費の変動等に対応した適正な受益者負担を求めるために、3～5年ごとの見直しがルール化されており、前回は、令和4年度に全庁的な見直しが行われたことから、その3年後である今年度に全庁的な見直しを行います。

### 3. 見直しの対象範囲

全ての会計における以下の費目を対象とします。

#### 1) 使用料

行政財産使用料、各施設の貸館使用料 等

#### 2) 手数料

諸証明手数料、開発行為許可手数料、一般廃棄物処分手数料 等

#### 3) 分担金、負担金

児童育成クラブ入会費 等

#### 4) 諸収入

コピーサービス使用負担金、広報くさつ広告掲載料 等

なお、以下に該当するものは見直しの対象外とします。

- ・国県等の基準によるもので裁量の余地がないもの
- ・審議会等の答申により使用料等を決定しているもの
- ・経営計画等により別途定期的な見直しを行っているもの
- ・指定管理者制度の利用料金制を採用しているもの
- ・契約書・協定書等で別途定めているもの

### 4. 見直しの基本的な考え方

行政の一貫性の観点から、原則として前回見直し時（令和4年度）の考え方を踏襲し、時点修正を行います。

また、使用料等の料金設定については、積算による適正料金の算定を原則とし、近隣市や類似施設等との均衡も考慮し、決定します。

## 見直しの考え方

料金の算定にあたっては、そのサービスが、

- ① 日常生活上ほとんどの人に必要とされるものか
- ② より快適性を求めるなど個人によって必要性が異なるものか
- ③ 民間でも供給可能であり、競合するものか
- ④ 代替施設がなく、行政が中心となって提供しているものか

等に着目し、次の区分に整理のうえ、必要に応じて各施設の利用形態や、近隣市・類似施設とのバランスを考慮します。

区分	使用料等設定の考え方
A	すべての経費を受益者が負担  【例】広告掲載料、駐輪場使用料 施設維持管理やサービスにかかる所要経費を積算し、利用状況や類似の民間サービスへの影響も考慮のうえ、所要経費を負担いただく料金とする。
B	1件（人）当たりの経費を受益者が負担  【例】会議室使用料、諸証明手数料 施設やサービスにかかる所要経費のうち、利用や受益にかかる時間等に直接必要な経費を負担いただく料金とする。
C	経費を公費と受益者で負担  【例】社会体育施設・ホール使用料 原則、施設やサービスにかかる所要経費を積算するが、代替性が少ないとから、公益性や国・県基準等を考慮した料金とする。

### 1) 使用料等の設定の基礎とした計算式

#### ①施設使用料

「年間所要経費／年間貸館時間／施設使用（貸室部分）にかかる対象面積の合計  
×使用室面積×使用時間数」

※年間維持管理費には、貸館にかかる維持管理費 {人件費相当人数分（業務にかかる時間按分等）、消耗品費、光熱水費、維持補修費等} を抽出し、原則として令和4年度～令和6年度決算額の平均値とします。

※年間稼働率 100%で所要経費を回収する算定であることから、年間貸館時間については、「午前・午後・夜間等の区分ごとの時間数の計×年間開館日数」により積算します。

※各施設の負担率等については、下記のとおりです。（下記以外は 100/100 で積算）

項目	基 準
ホールの負担率	75/100 に統一
休日等の負担率	150/100 に統一
午後区分の加算率	加算なし
夜間の加算率	130/100 に統一
軽運動室の負担率	50/100 に統一

②各種証明手数料

「年間所要経費（発行コスト）／年間総発行件数（有償・無償の合計件数）」

③講座受講料

「講師謝礼／講座定員数」

2) 使用料等の設定の基礎とした経費

需用費、役務費、委託料、光熱水費等は、原則、直近3年間（令和4年度～令和6年度）の実績数値の平均値とし、正規職員に係る人件費は、令和6年度の普通会計ベースの人件費平均額を標準人件費とします。

3) 使用料等の設定の基礎とした時間

利用（受益）している時間またはサービスの処理に要する時間を基礎とします。

4) 激変緩和措置について

今回の使用料等の見直しにより、現行の料金が大幅に値上げとなる場合は、利用者負担が急激に増加し、大きな影響を及ぼすことから、これを避けるため、原則、現行料金の1.5倍を改定の上限とします。

## 5. 今回の改定の概要

1) 対象件数

項目	引上げ	引下げ	別途見直し	据置き	合計
使用料	9	0	7	17	33
手数料	6	0	0	33	39
負担金	0	0	2	1	3
諸収入	4	0	3	47	54
合計	19	0	12	98	129

詳細は、[資料2-1]使用料・手数料等見直し結果一覧のとおり

2) 改定項目

[資料2-2]改定項目一覧、[資料2-3]主な改定項目（料金区分別）一覧のとおり

見直しによる增收見込額（令和6年度比） 3,471千円

### 3) 別途見直しとした項目

No.	料金区分	項目名	所属名	規定区分	見直し区分	備考
15	使用料	保育所等利用者負担額(公立)	幼児課	条例	別途	入所募集までの保護者等への周知期間を確保するため、例年12月以降に見直しを実施予定。
16	使用料	延長保育・預かり保育使用料	幼児課	条例	別途	
75	負担金	保育所等利用者負担額(私立)	幼児課	条例	別途	
105	諸収入	保育所給食費・幼稚園型認定こども園給食費	幼児課	条例	別途	
106	諸収入	預かり保育おやつ代	幼児課	一	別途	
107	諸収入	職員給食費	幼児課	一	別途	
29	使用料	道路占用料	土木管理課	条例	別途	国の改定通知（3年に一度）がある12月以降に見直しを実施予定。
23	使用料	行政財産使用料（草津駅前地下駐車場広告看板）	交通政策課	条例	別途	道路占用料(No. 29)の見直し結果により、見直しを実施予定。
26	使用料	法定外公共物占用料	土木管理課	条例	別途	
27	使用料	駅前広場占用料（南草津駅自由通路広告看板）	土木管理課	条例	別途	
28	使用料	駅前広場占用料	土木管理課	条例	別途	
73	負担金	児童育成クラブ入会費	こども若者政策課	条例	別途	令和6年度の見直しにより、令和11年度まで現行料金を据置くこととしているため、令和11年度中に見直しを実施予定。

### 6. 今後の見直しについて

3～5年ごとの定期的な見直しをルール化しており、令和10年度以降に見直しを行うほか、適宜必要に応じて、使用料等の見直しを行い、市民負担の公平性を図るとともに、引き続き、施設の利用環境や市民サービス向上のための取組を推進します。